

10 防犯カメラの整備・拡充

提出先 内閣官房、警察庁

【提案項目】

1 防犯カメラ設置促進を図るための関係法令の整備

【提案内容】

犯罪の起きにくい環境づくりに効果的な防犯カメラの設置促進を図るため、防犯カメラを設置する根拠となる法令を制定すること。

【提案理由】

防犯カメラは、犯罪を企図する者にその犯行を思いとどまらせるなどの効果があるほか、昨今の事件捜査において、被疑者特定等の客観的証拠となるなど、治安対策上、大きな効果が認められているところであり、社会全体に受容されてきている状況にある。

一方、防犯カメラの設置根拠を明確に規定した法令等がない現状においては、プライバシー侵害の問題が、防犯カメラの設置促進を阻害する要因になっている。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、大会会場となる東京都に隣接する当県の治安の安定は必須かつ急務であり、犯罪の起きにくい環境づくりの重要なツールとなる防犯カメラの設置促進を図るために、防犯カメラを設置する根拠となる法令を制定する必要がある。

【本県での取組状況等】

本県では、安全・安心まちづくり団体事業補助金交付事業として、新たに防犯カメラ設置事業を始める自主防犯活動団体に対し、補助金を交付して設置促進を図っている。

また、警察本部が繁華街などに100台の防犯カメラを設置・運用しているほか、治安情勢に応じた移設が可能なモバイル式防犯カメラを導入するなど、犯罪の起きにくい環境整備を強力に推進している。

- ・街頭防犯カメラで個人の容ぼうを撮影することは、憲法13条に保障されたプライバシー権の侵害に当たるおそれがあります。

- ・街頭防犯カメラの設置に関する法令がないため、設置主体が規定した条例や運用要綱等に任せている状況です。



全国では、15府県 188市町村

県内の街頭防犯カメラの運用・管理を主たる内容とした規程等の状況(平成25年3月末現在)

| 自治体名 | 規程の名称 | 規程の種別 | 施行年月日 |
|------|---|-------|----------|
| 藤沢市 | 藤沢市防犯カメラ運用基準 | 運用基準 | H16.9.1 |
| 神奈川県 | 防犯カメラの設置・管理に関するガイドライン | 指針 | H18.3.24 |
| 横浜市 | 横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン | 指針 | H18.5.1 |
| 川崎市 | 個人情報の保護に配慮した川崎市が設置し、又は管理する防犯カメラの画像の取扱い等に関する指針 | 指針 | H19.8.1 |
| 清川村 | 清川村防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱 | 要綱 | H20.3.1 |
| 大和市 | 大和市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン | 指針 | H20.8.1 |
| 厚木市 | 厚木市街頭防犯カメラ設置要綱 | 要綱 | H21.3.3 |
| 秦野市 | 秦野市防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱 | 要綱 | H21.11.1 |

【関係法令整備の必要性】

過去の判例では、捜査及び証拠保全の観点から、個人の容ぼうの撮影に違法性はないと判断した例もありますが、防犯カメラの設置そのものを認めたものではないことから、今後もトラブルが多く発生することが懸念されます。そこで、民間の防犯カメラを含めて、犯罪の抑止を目的として公共空間に設置する防犯カメラの設置根拠法令が必要です。

➡ 第156回通常国会において、「行政機関等による監視カメラの設置等の適正化に関する法律案」が審議されたが、その後、審議未了のまま、廃案となっている。

【過去の判例】

- ・京都府学連デモ事件（最判昭和44年12月24日）

肖像権を認めている一方で、現行犯的な場合で、証拠保全の必要性及び緊急性があり、一般的に許容される限度を超えない相当なものを撮影することは違憲ではない。

- ・自動速度撮影監視装置肖像権侵害事件（最判昭和61年2月14日）

現行犯的な場合、緊急の証拠保全の必要性、一般的に許容される限度を超えない相当なもの。

- ・警察官によるビデオカメラ肖像権侵害事件（最判平成20年4月15日）

必要な限度において、撮影することは違憲ではない。

(神奈川県担当課：警察本部生活安全総務課)